

## 通所型短期集中予防サービス事業業務委託仕様書

本業務委託は、本仕様書に従い実施するものとする。

### 1、事業目的

生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施し、サービス利用の結果、運動機能の維持、向上を図ることで、要介護状態になることを防ぎ、日常生活の活動を高め家庭や社会への参加につなげ、自分らしい生活の確立を支援することを目的とする。

### 2、委託業務

番 号：介福第 19 号

業務名：通所型短期集中予防サービス事業業務委託

履行期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

履行場所：魚沼市内 一円

### 3、対象者

魚沼市に住所を有する 65 歳以上の者で、要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者（介護予防・生活支援サービス事業対象者）のうち、個人の活動として行う排泄、入浴、調理、趣味活動等の生活行為に支障のある者に対し、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントにより、事業参加が適当であると判断し、その本人が参加を希望している者

### 4、事業内容

#### (1) 運動器の機能向上プログラム

加齢等に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点から本人の状態に沿ったプログラムを実施する。

#### (2) 実施場所

受注者が設置運営する事業所内または受注者において借用した場所及び市内において出張形式で実施可能な場所とする。旧 6 町村毎に 1 か所、会場を設置する。

会場への送迎が必要な利用者がいた場合は、利用者の担当の地域包括支援センター職員が調整するものとする。

#### (3) 実施時間

1 回の所要時間は概ね 60 分間とする。（休憩時間を含む）

#### (4) 実施回数

本人の状態に応じて、週 1～2 回、3～6 か月間で合計 12～24 回

#### (5) サービス終了後は、余暇やボランティア活動、地域の通いの場等の社会参加、一般介護予防事業等の社会参加に資する取組を継続できるよう配慮する。

### 5、実施の流れ

#### (1) 実施調整

事業の利用者は魚沼市市民福祉部介護福祉課で確定し、受注者に連絡する。

受注者は、地域包括支援センターが作成した事業の利用予定者に係る情報提供を受ける。

#### (2) 個別計画の作成

地域包括支援センターが作成した利用者基本情報及びケアプランから、利用者の状態を把握し、かつ、体力測定を実施し、生活機能維持・向上のための個別計画を作成する。必要に応じて主治医や地域包括支援センター等と連携する。

#### (3) プログラムの実施

運動器の機能向上プログラムを実施する。利用者が自宅でも継続して介護予防が行えるよう

なプログラムを実施するよう配慮する。

受注者は、運動前後の健康確認をし、軽体操等のウォーミングアップを十分に行い、安全に運動ができるように配慮する。

#### (4) 中間アセスメント

個別的な支援を中心とする短期集中予防サービスであることから、概ね3か月を経過した時点で受注者が簡易な体力測定（開眼片足立ち、5m歩行、タイムアップゴーテスト）等の評価を行い、利用者の担当の地域包括支援センター職員がサービス担当者会議等のカンファレンスを開催する。カンファレンスの結果、サービスの継続が生活行為の改善に効果的であると判断された場合には、最大6か月までサービスを継続してよい。

#### (5) 事後アセスメント

事業終了後、目標の達成と客観的な生活機能の状態を評価するため、事後アセスメントとして、基本チェックリスト、主観的健康感、簡易な体力測定（開眼片足立ち、5m歩行、タイムアップゴーテスト）等を行う。利用者の担当の地域包括支援センター職員はサービス担当者会議等のカンファレンスを開催する。

(6) 上記の他にも事業に必要な打合せは、随時行うものとする。

### 6、人員配置

理学療法士、作業療法士または健康運動指導士等の保健・医療の専門職 1人  
高齢者の運動指導に十分な経験を有する運動指導補助員

### 7、利用実績報告

受注者は、当月分の利用者の利用実績をとりまとめ、業務月の翌月の7日までに発注者に報告するものとする。

### 8、委託料

委託料については、1回1人あたりの単価契約とし、実施回数に応じて支払うものとする。月々の実績により、当月分を翌月10日までに市に請求するものとする。

### 9、委託料の支払

月払いとし、各月の業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に支払う。

### 10、委託事業の調査

発注者は受注者に対し、必要に応じて事業の状況について報告を求めることができる。

#### 11、事業報告

受注者は、委託業務終了後、速やかにその事業報告を発注者に報告するものとする。

#### 12、事故発生時の対応

受注者は、委託業務を行う際に、事故が発生した場合は速やかに発注者及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

#### 13、守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

#### 14、個人情報の取り扱い

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号）別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止そ

の他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

15、 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項に関しては、必要の都度、両者が協議の上決定する。